

第202500250415号
令和8年1月22日

各指定病院の長
各指定老人ホームの長
各指定身体障害者支援施設の長
各指定保護施設の長
鳥取刑務所長
米子拘置支所長
鳥取県警察本部長
鳥取少年鑑別所長

様

鳥取県選挙管理委員会委員長
(公印省略)

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に係る 指定病院等における不在者投票の管理執行について（通知）

日頃、選挙の適正な執行に御協力くださりありがとうございます。

第51回衆議院議員総選挙（以下「衆議院選挙」という。）及び第27回最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」という。）において、貴施設（以下「指定病院等」という。）で行う不在者投票の管理執行に当たっては、別添の「指定病院等における不在者投票事務処理要領（以下「要領」という。）」によるほか、特に下記事項に御留意の上、その取扱いに遺漏のないようよろしくお願ひします。

なお、今回は、不在者投票管理者を対象とした説明会は開催しませんので、取扱い上の疑問点は当委員会又は市町村選挙管理委員会（以下、「市町村委員会」という。）に個別にお問い合わせくださいとお願いします。

また、本通知は、1月27日（火）を公示日、2月8日（日）を選挙期日及び審査期日として想定したものであり、公示日等が想定と異なることとなった場合は、適宜読み替えてください。

記

1 基本的事項

（1）不在者投票制度は、衆議院選挙の選挙期日又は国民審査の審査期日の前日（2月7日）までに選挙人に投票させる例外的な措置であるので、その管理執行に当たっては、特に厳正に行い、疑惑が生じた場合においては、勘や過去の経験に頼ることなく、常

に法令等の根拠を確認の上、適切に処理すること。

なお、法令等の解釈等について疑義を生じたときは、当委員会又は市町村委員会と相談の上処理すること。

(2) 衆議院選挙は、衆議院小選挙区選出議員選挙（以下「小選挙区選挙」という。）及び衆議院比例代表選出議員選挙（以下「比例代表選挙」という。）の2つの選挙が執行されるほか、併せて国民審査も行われることとなるので、別途配付予定の「選挙のしおり」等により選挙人への制度の周知を図られたいこと。

(3) 不在者投票の事務は、迅速かつ的確に処理することが要求され、しかも前述したとおり、小選挙区選挙、比例代表選挙及び国民審査の3種類の投票があるので、事前にその事務分担及び処理について計画を立てておき、万全の事務処理ができるよう配慮すること。

2 選挙期日等及び不在者投票の期間

(1) 選挙期日等は、次のとおりであること。

選挙期日（審査期日） 2月8日（日）

選挙期日の公示日（審査期日の告示日） 1月27日（火）

(2) 不在者投票ができる期間は、次のとおりであること。

区分	自	至
衆議院選挙	1月28日（選挙期日の公示日の翌日）	2月7日（選挙期日の前日）
国民審査	2月1日（審査期日の7日前）	2月7日（審査期日の前日）

※ 国民審査の不在者投票は審査期日の7日前から開始されるため、市町村から投票用紙等が交付されるのは、2月1日以後となること。

3 投票用紙の様式等

投票用紙の様式及び投票方法も選挙の種類により次のとおり異なるので、留意するとともに、選挙人に周知しておくこと。

区分	用紙の色	文字の色	投票方法
小選挙区選挙	あさぎ色	黒色	候補者氏名を記入
比例代表選挙	ピンク色	黒色	名簿届出政党等の名称又は略称を記入
国民審査	うぐいす色	黒色	記号式（×印）

※ 点字用の投票用紙には、「点字投票」の表示がなされ、選挙の種類を示す点字シール（小選挙区選挙「シューギイン ショーセンキョク」、比例代表選挙「シューギイン ヒレイ ダイヒヨー」、国民審査「サイコーライ コクミン シンサ」）が貼ってあること。

4 不在者投票ができる者

指定病院等で不在者投票ができる者は、当該指定病院等に入院や入所（以下「入院等」という。）をしている選挙人で、公職選挙法（昭和25年法律第100号）（以下「法」

という。) 第48条の2第1項各号の不在者投票事由に該当することが見込まれる者に限られること。

したがって、当該施設の職員や入所者の付添人等は、当該施設での不在者投票はできないこと。

5 投票用紙等の請求・交付

- (1) 投票用紙等の請求に当たっては、入院等している選挙人の意思を必ず確認し、依頼のあった者についてのみ、依頼書を徴した上で請求を行うこと。
- (2) 投票用紙等は、当該選挙期日又は審査期日の公示日（1月27日）以前においても請求が可能であること。
- (3) 今回の選挙においては、衆議院選挙と国民審査の不在者投票期間が異なることから市町村委員会が衆議院選挙及び国民審査の投票用紙等を交付するのは、2月1日以後となること。
- (4) 投票用紙等の紛失は、選挙人の投票する機会の損失や、悪意ある第三者による不正投票等につながるおそれがあることから、投票用紙等の受け渡し時の確認及びその体制の整備を行うとともに、適時に保管状況の確認を行うなど、投票用紙等の適切な管理を徹底すること。

6 投票の手続等

- (1) 投票の順序は、先に小選挙区選挙、次に比例代表選挙と国民審査の2つを同時に行うこととし、投票記載台は2か所設けること。
- (2) 投票の記載場所については、事前に選挙人に周知するとともに、投票の秘密が保たれるよう十分配慮し、特定の候補者や政党等の選挙運動員等が、選挙人の投票に影響を及ぼすことのないよう注意すること。

また、投票を記載する場所には候補者の氏名等を記載したポスター等の文書図画を掲示してはならないものであること。

なお、入院等している選挙人が自由に入り出しができる廊下、集会室等の場所についても、こうした文書図画が貼られることのないよう注意すること。

- (3) 投票に当たっては、自由、公正、平等を心掛け、選挙人に威圧感を与えることがないよう配慮するとともに、選挙権を有する者を1人以上必ず立ち会わせること。
- (4) 立会人は、選挙が自由かつ公正に行われるよう不在者投票事務の執行を監視する役割を有しており、管理執行の適正を保つためには、公正な立会人の選任が不可欠であること。

また、不在者投票管理者は、市町村委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないこと（「不在者投票の公正な実施の確保について（通知）」（令和8年1月22日付第02500249245号）参照）。なお、立会人の選定は、施設の所在する市町村委員会に相談すること。

なお、立会人は、不在者投票管理者若しくはその業務補助者又は代理投票の補助者

と兼ねることはできないこと。

(5) 代理投票の手続は、投票の秘密保持に厳正を期すとともに、適正に行うこと。

特に、1人の補助者のみで代理投票を行うことなど絶対にないよう留意すること。

また、代理投票において選挙人の投票を補助すべき者は、不在者投票管理者が当該不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから2人を定めること。

なお、投票の記載を行う補助者は、選挙人の投票を誘導し、又は選挙人の指示を確認しないまま記載したと疑われることのないよう、慎重かつ確實に選挙人の指示を確認するとともに、補助者は選挙人の投票の秘密を絶対に明かしてはならないこと。

(6) 指定病院等においては、候補者の氏名及び党派別の掲示、衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示はできないものであること。

なお、選挙人から候補者の氏名等、名簿届出政党等の名称等又は裁判官の氏名等を確認したい旨の申出があった場合は、次のようなものを受付で提示する等の便宜を図ることは差し支えないものであること。ただし、これらのものは、投票を記載する場所内に掲示することができないことに注意すること。

ア 小選挙区選挙

別途送付する候補者の氏名等が告示された鳥取県公報（公示日の翌日発送）又は市町村委員会から送付される選挙公報

イ 比例代表選挙

名簿届出政党等の名称・略称等についての別途通知（公示日の翌日発送）又は市町村委員会から送付される選挙公報

ウ 国民審査

別途通知（公示日の翌日発送）する裁判官の氏名等又は市町村委員会から送付される審査公報

(7) 小選挙区選挙と比例代表選挙並びに国民審査の投票用紙の交付に誤りがないよう、特に留意するとともに、選挙人に対しては投票用紙等の使用を誤らないよう適切な注意を与えること。

投票用紙の交付に当たっては、選挙人1人1人に「この薄い藍色の投票用紙は、小選挙区選挙です。候補者の氏名を記載してください。」、「ピンク色の投票用紙は、比例代表選挙です。政党等の名称又は略称を記載してください。」あるいは「うぐいす色の投票用紙は、国民審査です。やめさせた方がよいと思う裁判官の欄に×印を付けてください。」というような適切な注意を与えるとともに、各投票用紙を別々によく確認してもらった上で1枚ずつ交付すること。

(8) 今回の衆議院選挙及び国民審査においても、視覚障がい者自ら投票用紙の種類を識別できるように、点字投票用紙に選挙の種類を表示する点字シールを貼ることとし、点字投票用紙を一般の投票用紙とは別に調製している。

市町村委員会から交付された点字用の投票用紙には、「点字投票」の表示がなされ、選挙の種類を示す点字シールが貼ってあるので、選挙人に点字投票させる際には、投票用紙の交付誤りのないよう注意を払うこと。

なお、点字シールの貼付位置及び表示内容等については、別添「指定病院等における不在者投票事務処理要領」の「点字投票用紙の選挙種類表示例」を参照のこと。

- (9) 投票の記載場所における投票用紙等の提示、投票用紙への記載、内封筒及び外封筒への封入という所定の手続を経て、選挙人から記載済みの投票用紙を封入した不在者投票用外封筒の提出を受けたときは、不在者投票用外封筒表面の投票者の署名を必ず確認すること。

なお、今回の選挙において送付する内封筒及び外封筒には封入が簡易となるようなのりづけがされていないものがある。封筒に封をせずになされた不在者投票は、不受理とされるため、封筒に確実に封をする必要があること。したがって、投票の記載場所に必要に応じてのりを備えておくなどするとともに、選挙人に注意喚起すること。

- (10) 投票者の署名を確認した後、不在者投票管理者は、不在者投票用外封筒に投票の年月日、投票の場所及び氏名を記載し、さらに、立会人が署名すること。

なお、立会人の署名については、必ず自書でなければならないこと。

- (11) 投票が終わった投票用紙等は、選挙期日又は審査期日（2月8日）までに、選挙人の属する市町村委員会に必ず到着するよう措置すること。

投票所閉鎖時刻までに投票管理者に届かないものは、投票行為自体が無効となるので、郵送によるときは、必ず封筒に「選挙事務」、「不在者投票在中」と朱書きした上で、特定封筒郵便物の交付記録郵便（レターパック）により早期に送付すること。

7 不在者投票に要する経費

不在者投票に要した経費については、別に定める基準により算定し、別途通知する請求手続により、不在者投票特別経費交付金が交付されるものであること。

8 その他

不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をすることができないこと。

(担当)

鳥取県選挙管理委員会事務局 石本、岩谷、倉光

電話：0857-26-7061

ファクシミリ：0857-26-8129

電子メール：senkan@pref.tottori.lg.jp